

中小企業向けお得情報第5回 中小企業経営力強化資金制度

先の「中小企業向け補助金等のお役立ち情報のご紹介です。」シリーズとは違う形で、中小企業にとって、補助金をもらえる等のお得情報をご紹介します。

《ブログ関連記事》

[ものづくり中小企業経営者に補助金が出ます。](#)

[中小企業経営者へ低利融資が行われます。\(中小企業経営力支援強化融資\)](#)

[起業や第二創業をする中小企業経営者に補助金が出ます。\(地域需要創出型起業・創業促進補助金\)](#)

[経営革新等支援機関に認定されました。](#)

◆◆◆中小企業経営力強化資金制度について(再度)◆◆◆

本制度は、中小企業・小規模事業者が創業や経営多角化・事業転換等による新たな事業活動へ挑戦する際に、認定支援機関による事業計画策定支援・実行支援等を受けた場合、低利で貸付を行う制度です。

新しい事業活動に挑戦する際の資金繰り等にお困りの中小企業・小規模事業者の皆さま、本制度を積極的にご利用ください。

【中小企業経営力強化資金】

☆対象者:経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓(新規開業を行う場合を含む。)を行おうとする者で、認定支援機関の指導及び助言を受けている者

☆対象資金:設備資金及び運転資金

☆貸付限度:(中小企業事業)7.2億円(運転資金 2.5億円)
(国民生活事業)7,200万円(運転資金 4,800万円)

☆貸付利率:基準利率-0.4%

※貸付金額のうち 1,500万円までは、無担保・無保証人であっても、上乗せ金利なしで貸付が受けられます。(国民生活事業)

☆貸付期間:15年以内(設備資金)、7年以内(長期運転資金)

<制度概要>

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2013/0227shikinguri4.pdf>

※事業計画等の必要書類は、以下、日本政策金融公庫HPをご覧ください。

http://www.jfc.go.jp/n/service/dl_kokumin.html

私も実際に、この制度融資を顧問先に導入できるよう、認定支援機関として“尽力”しました。“尽力”とは大袈裟です。「現状の課題を見つけ、その解決のためにはどうすればいいのか。」をきちんと日本政策金融公庫に説明して、経営計画に落とし込めばよいのです。経営計画は「絵に会いた餅」ではいけませんから、それが達成できるように随時フォローしていく必要があります。

通常の融資では断られるような、経営状態が良好でない案件(つまり、赤字続き)でも、この制度の活用によって、融資が可能になります。しかも、通常よりも借入金利が低くなります。
今年度限りの制度です。絶好のチャンスをどうぞ積極的に利用してください。